豊住第　６０　号

一般廃棄物処理業許可証

住　所　　帯広市西２４条北４丁目５番地の４

氏　名　　株式会社　北海道エコシス　代表取締役　鍛　冶　彰　男　様

令和５年８月２８日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第２項の規定により、次のとおり許可する。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	浄化槽汚泥・ 事業系一般廃棄物・家庭系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		帯広市西２４条北４丁目５番地の４ 株式会社　北海道エコシス
許可期間		令和５年９月　１日から 令和７年８月３１日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		豊頃町全域
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	①　浄化槽汚泥 帯広市西１８条北３丁目１３番地１ 十勝圏複合事務組合　十勝川浄化センター ②　事業系及び家庭系一般廃棄物 帯広市西２４条北４丁目１番地５ 十勝圏複合事務組合　くりりんセンター 中川郡豊頃町安骨390－1 ㈱北海道エコシス　とよころドーム処分場
	その他	関係法令等を遵守すること

令和５年８月３１日

豊頃町長　　按　田　　武　㊞

北海道中川郡豊頃町長之印